

議案第79号

平成28年度

小金井市

一般会計補正予算

(第7回)

平成28年度小金井市一般会計補正予算（第7回）

平成28年度小金井市の一般会計の補正予算（第7回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ40,250千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,273,213千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月6日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
13 国 庫 支 出 金		7,150,089	250	7,150,339
	2 国 庫 補 助 金	2,142,823	250	2,143,073
17 繰 入 金		1,363,196	40,000	1,403,196
	1 基 金 繰 入 金	1,355,359	40,000	1,395,359
歳 入 合 計		42,232,963	40,250	42,273,213

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		千円 374,795	千円 276	千円 375,071
	1 議 会 費	374,795	276	375,071
2 総 務 費		4,439,920	5,516	4,445,436
	1 総 務 管 理 費	3,402,056	2,994	3,405,050
	2 徴 税 費	531,972	1,552	533,524
	3 戸籍住民基本台帳費	230,276	715	230,991
	4 選 挙 費	238,947	144	239,091
	6 監 査 委 員 費	31,969	111	32,080
3 民 生 費		18,865,954	8,165	18,874,119
	1 社 会 福 祉 費	7,551,168	2,201	7,553,369
	2 児 童 福 祉 費	7,975,325	5,306	7,980,631
	3 生 活 保 護 費	3,306,995	518	3,307,513
	4 国 民 年 金 費	32,466	140	32,606
4 衛 生 費		4,355,064	1,895	4,356,959
	1 保 健 衛 生 費	1,020,352	630	1,020,982
	2 清 掃 費	3,334,712	1,265	3,335,977
6 農 林 水 産 業 費		50,025	37	50,062
	1 農 業 費	50,025	37	50,062
7 商 工 費		182,745	795	183,540
	1 商 工 費	182,745	795	183,540
8 土 木 費		6,164,221	22,696	6,186,917
	1 土 木 管 理 費	198,299	556	198,855
	2 道 路 橋 り ょ う 費	1,236,246	20,667	1,256,913
	4 都 市 計 画 費	4,720,644	1,473	4,722,117
10 教 育 費		3,217,918	3,185	3,221,103
	1 教 育 総 務 費	716,111	719	716,830
	2 小 学 校 費	903,294	1,008	904,302
	3 中 学 校 費	570,361	322	570,683
	4 社 会 教 育 費	703,482	1,022	704,504
	5 保 健 体 育 費	324,670	114	324,784

款	項	補正前の額	補正額	計
13 予備費		千円 52,472	千円 △2,315	千円 50,157
	1 予備費	52,472	△2,315	50,157
歳出合計		42,232,963	40,250	42,273,213

議案第79号資料1

平成28年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第7回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金		千円 7,150,089	千円 250	千円 7,150,339
	2 国庫補助金	2,142,823	250	2,143,073
17 繰入金		1,363,196	40,000	1,403,196
	1 基金繰入金	1,355,359	40,000	1,395,359
歳入合計		42,232,963	40,250	42,273,213

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		千円 374,795	千円 276	千円 375,071
	1 議 会 費	374,795	276	375,071
2 総 務 費		4,439,920	5,516	4,445,436
	1 総 務 管 理 費	3,402,056	2,994	3,405,050
	2 徴 税 費	531,972	1,552	533,524
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	230,276	715	230,991
	4 選 挙 費	238,947	144	239,091
	6 監 査 委 員 費	31,969	111	32,080
3 民 生 費		18,865,954	8,165	18,874,119
	1 社 会 福 祉 費	7,551,168	2,201	7,553,369
	2 児 童 福 祉 費	7,975,325	5,306	7,980,631
	3 生 活 保 護 費	3,306,995	518	3,307,513
	4 国 民 年 金 費	32,466	140	32,606
4 衛 生 費		4,355,064	1,895	4,356,959
	1 保 健 衛 生 費	1,020,352	630	1,020,982
	2 清 掃 費	3,334,712	1,265	3,335,977
6 農 林 水 産 業 費		50,025	37	50,062
	1 農 業 費	50,025	37	50,062
7 商 工 費		182,745	795	183,540
	1 商 工 費	182,745	795	183,540
8 土 木 費		6,164,221	22,696	6,186,917
	1 土 木 管 理 費	198,299	556	198,855
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,236,246	20,667	1,256,913
	4 都 市 計 画 費	4,720,644	1,473	4,722,117
10 教 育 費		3,217,918	3,185	3,221,103
	1 教 育 総 務 費	716,111	719	716,830
	2 小 学 校 費	903,294	1,008	904,302
	3 中 学 校 費	570,361	322	570,683
	4 社 会 教 育 費	703,482	1,022	704,504
	5 保 健 体 育 費	324,670	114	324,784

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千 円	千 円	千 円	千 円
			276
			276
			5,516
			2,994
			1,552
			715
			144
			111
			8,165
			2,201
			5,306
			518
			140
			1,895
			630
			1,265
			37
			37
250			545
250			545
			22,696
			556
			20,667
			1,473
			3,185
			719
			1,008
			322
			1,022
			114

款	項	補正前の額	補正額	計
13 予 備 費		千円 52,472	千円 △2,315	千円 50,157
	1 予 備 費	52,472	△2,315	50,157
歳 出 合 計		42,232,963	40,250	42,273,213

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			△2,315
			△2,315
250			40,000

2 歳 入

款 13 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
7 地方創生推進交付金	千円 0	千円 250	千円 250	1 地方創生推進交付金	千円 250

款 17 繰 入 金

項 1 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 財政調整基金繰入金	千円 910,000	千円 40,000	千円 950,000	1 財政調整基金繰入金	千円 40,000

説	明	千円
1 地方創生推進交付金 (地方創生推進交付金制度要項)	(企 画 政 策 課)	250

説	明	千円
1 財政調整基金繰入金	(財 政 課)	40,000

3 歳 出

款 1 議 会 費

項 1 議 会 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 議 会 費	374,795	276	375,071			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
276			
276	3 職員手当等	276	1 職員人件費その他 (職員課) 276
			3 職員手当等 (276)

款 2 総務費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	1,396,828	2,994	1,399,822			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
2,994			
2,994	2 給料	△ 123	1 職員人件費その他 () 2,994
	3 職員手当等	3,117	(1) 職員課関係経費 2,798
			2 給 料 (△ 123)
			特別職給料 △ 123
			3 職員手当等 (2,921)
			(2) 職員課関係経費 (再任用職員) 196
			3 職員手当等 (196)

款 2 総務費

項 2 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 税務総務費	363,594	1,552	365,146			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
1,552			
1,552	3 職員手当等	1,552	1 職員人件費その他 (職員課) 1,552
			3 職員手当等 (1,552)

款 2 総務費

項 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 戸籍住民基本台帳費	230,276	715	230,991			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
715			
715	3 職員手当等	715	1 職員人件費その他 (職員課) 715
			3 職員手当等 (715)

款 2 総務費

項 4 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 選挙管理委員会費	42,285	144	42,429			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
144			
144	3 職員手当等	144	1 職員人件費その他 (職員課) 144
			3 職員手当等 (144)

款 2 総務費

項 6 監査委員費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 監査委員費	31,969	111	32,080			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
111			
111	3 職員手当等	111	1 職員人件費その他 (職員課) 111
			3 職員手当等 (111)

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会福祉総務費	925,662	1,014	926,676			
8 国民健康保険事業費	1,493,138	531	1,493,669			
9 介護保険事業費	1,226,000	656	1,226,656			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
1,014			
1,014	3 職員手当等	1,014	1 職員人件費その他 (職 員 課) 1,014
			3 職員手当等 (1,014)
531			
531	28 繰出金	531	1 国民健康保険特別会計繰 出金 (財 政 課) 531
			28 繰 出 金 (531) 職員給与費等繰出金 531
656			
656	28 繰出金	656	1 介護保険特別会計繰出金 (財 政 課) 656
			28 繰 出 金 (656) 職員給与費等繰出金 656

款 3 民生費

項 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費	4,385,491	1,704	4,387,195			
4 保育園費	1,000,237	3,602	1,003,839			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
1,704			
1,704	3 職員手当等	1,704	1 職員人件費その他 (職員課) 1,704
			3 職員手当等 (1,704)
3,602			
3,602	3 職員手当等	3,602	1 職員人件費その他 (職員課) 3,602
			3 職員手当等 (3,602)

款 3 民生費

項 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 生活保護総務費	212,826	518	213,344			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
518			
518	3 職員手当等	518	1 職員人件費その他 (職員課) 518
			3 職員手当等 (518)

款 3 民生費

項 4 国民年金費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 国民年金総務費	32,466	140	32,606			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
140			
140	3 職員手当等	140	1 職員人件費その他 (職員課) 140
			3 職員手当等 (140)

款 4 衛 生 費

項 1 保 健 衛 生 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健衛生総務費	717,147	630	717,777			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
630			
630	3 職員手当等	630	1 職員人件費その他 (職員課) 630
			3 職員手当等 (630)

款 4 衛生費

項 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 清掃総務費	281,303	1,265	282,568			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
1,265			
1,265	3 職員手当等	1,265	1 職員人件費その他 (職員課) 1,265
			3 職員手当等 (1,265)

款 6 農林水産業費

項 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 農業総務費	8,000	37	8,037			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
37			
37	3 職員手当等	37	1 職員人件費その他 () 37
			(1) 職員課関係経費 37
			3 職員手当等 () 37

款 7 商 工 費

項 1 商 工 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 商工総務費	77,690	295	77,985			
2 商工振興費	87,382	500	87,882	250		
				250		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
295			
295	3 職員手当等	295	1 職員人件費その他 (職員課) 295
			3 職員手当等 (295)
250			
250	13 委託料	500	1 商工振興に要する経費 (経済課) 500
			13 委託料 (500)
			江戸東京でおもてなし事業計画策 定支援委託料 500

款 8 土 木 費

項 1 土 木 管 理 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 土木総務費	198,299	556	198,855			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
556			
556	3 職員手当等	556	1 職員人件費その他 (職員課) 556
			3 職員手当等 (556)

款 8 土 木 費

項 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 道路橋りょう総務費	99,142	363	99,505			
6 交通安全対策費	225,253	20,304	245,557			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
363			
363	3 職員手当等	363	1 職員人件費その他 (職 員 課) 363
			3 職員手当等 (363)
20,304			
20,304	15 工事請負費	20,304	3 自転車対策に要する経費 (交 通 対 策 課) 20,304
			15 工事請負費 (20,304) 東小金井南第3自転車駐車場撤去 工事

款 8 土 木 費

項 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 都市計画総務費	2,188,023	1,073	2,189,096			
4 公共下水道費	408,124	400	408,524			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
1,073			
1,073	3 職員手当等	1,073	1 職員人件費その他 (職員課) 1,073
			3 職員手当等 (1,073)
400			
400	28 繰出金	400	1 下水道事業特別会計繰出金 (財政課) 400
			28 繰出金 (400)
			下水道事業特別会計繰出金 400

款 10 教育費

項 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 事務局費	483,181	719	483,900			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
719			
719	2 給料	△ 114	1 職員人件費その他 () 719
	3 職員手当等	833	(1) 庶務課関係経費 626
			2 給 料 (△ 114)
			特別職給料 △ 114
			3 職員手当等 (740)
			(2) 庶務課関係経費 (再任用職員) 93
			3 職員手当等 (93)

款 10 教育費

項 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	460,708	1,008	461,716			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
1,008			
1,008	3 職員手当等	1,008	1 職員人件費その他 (庶務課) 1,008
			3 職員手当等 (1,008)

款 10 教育費

項 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	218,081	322	218,403			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
322			
322	3 職員手当等	322	1 職員人件費その他 (庶務課) 322
			3 職員手当等 (322)

款 10 教育費

項 4 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会教育総務費	287,244	1,022	288,266			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
1,022			
1,022	3 職員手当等	1,022	1 職員人件費その他 (庶務課) 1,022
			3 職員手当等 (1,022)

款 10 教育費

項 5 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健体育総務費	62,298	114	62,412			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
114			
114	3 職員手当等	114	1 職員人件費その他 (庶務課) 114
			3 職員手当等 (114)

款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	52,472	△ 2,315	50,157			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 2,315			

給与費明細書

特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費	合計	
		報酬	給料	期 末 手 当	勤 勉 手 当	その他 の手当	計			
補正後	長 等	4		40,323	15,108		417	55,848	9,190	65,038
	議 員	24	143,580		56,715			200,295	58,172	258,467
	その他	1,286	775,545					775,545	106,043	881,588
	計	1,314	919,125	40,323	71,823		417	1,031,688	173,405	1,205,093
補正前	長 等	4		40,560	15,127		417	56,104	9,190	65,294
	議 員	24	143,580		56,715			200,295	58,172	258,467
	その他	1,286	775,545					775,545	106,043	881,588
	計	1,314	919,125	40,560	71,842		417	1,031,944	173,405	1,205,349
比 較	長 等			△237	△19			△256		△256
	議 員									
	その他									
	計			△237	△19			△256		△256

その他の手当は、通勤手当417千円である。

一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		給 料	職員手当	計			
補正後	(29) 626						
		2,299,630	1,980,019	4,279,649	817,459	5,097,108	
補正前	(29) 626						
		2,299,630	1,959,589	4,259,219	817,459	5,076,678	
比 較	()						
			20,430	20,430		20,430	

() 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後	補正後	336,970	44,316	58,061	49,531	
補正前		337,267	44,316	60,223	49,531		254,820
比 較		△297		△2,162			
区 分		夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合 計
補正後	補正後	241	19,899	211,707	578,169	426,305	1,980,019
	補正前	241	19,899	211,707	578,169	403,416	1,959,589
	比 較					22,889	20,430

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳		説 明																				
給 料	0	その他の増減分	1 給与改定分 0 2 異動等分 0 3 再任用給与改定分 0																					
職員手当	20,430	その他の増減分	1 期末・勤勉手当 22,889 (1) 給与改定分 22,600 (2) 異動等分 0 (3) 再任用給与改定分 289 2 その他 △ 2,459 (1) 給与改定分 0 (2) 異動等分 △ 2,459 (3) 再任用給与改定分 0	※期末・勤勉手当の支給率 (見込) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>3月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算計上</td> <td>1.975</td> <td>2.125</td> <td>0.20</td> <td>4.30</td> </tr> <tr> <td>支給見込</td> <td>1.975</td> <td>2.225</td> <td>0.20</td> <td>4.40</td> </tr> <tr> <td>超過分</td> <td>0.00</td> <td>0.10</td> <td>0.00</td> <td>0.10</td> </tr> </tbody> </table>	区分	6月	12月	3月	計	予算計上	1.975	2.125	0.20	4.30	支給見込	1.975	2.225	0.20	4.40	超過分	0.00	0.10	0.00	0.10
区分	6月	12月	3月	計																				
予算計上	1.975	2.125	0.20	4.30																				
支給見込	1.975	2.225	0.20	4.40																				
超過分	0.00	0.10	0.00	0.10																				

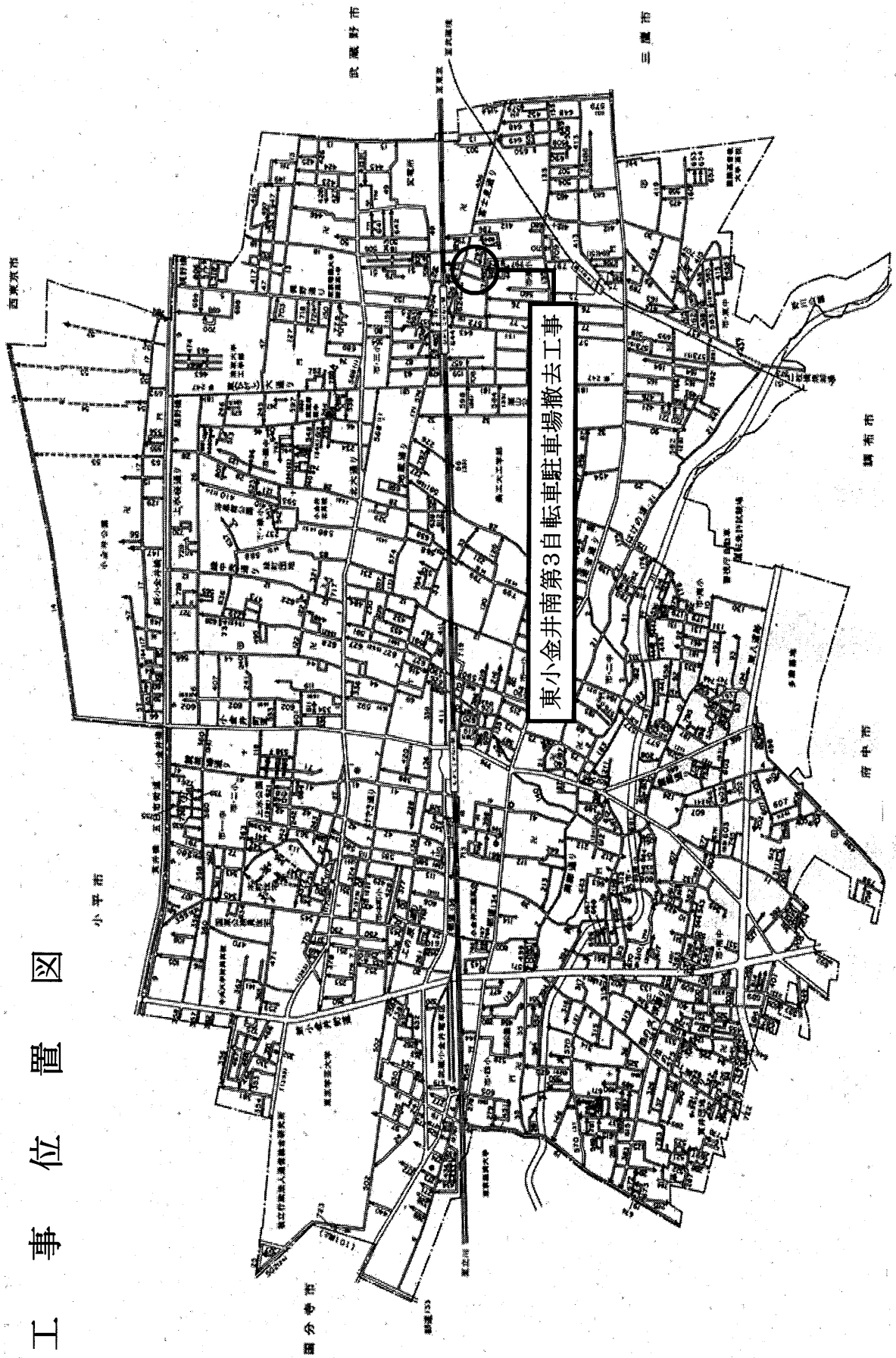
(3) 職員1人当たりの給料月額、給与月額及び平均年齢の状況

区 分		一般行政職	技能労務職
平成28年11月1日現在	平均給料月額	297,007円	326,721円
	平均給与月額	396,198円	394,973円
	平均年齢	39歳 5月	48歳 8月
平成27年11月1日現在	平均給料月額	296,426円	333,192円
	平均給与月額	395,066円	391,305円
	平均年齢	39歳 1月	47歳 9月

平成28年度 基金現在高調へ

NO	基金名	区分	平成27年度末現在高(A)	平成28年度当初予算(B)	予算補正状況			平成28年度末現在高見込額(F)=(A)+(D)-(E)		
					第5回9月	第6回12月	補正額(C)			
1	財政調整基金	元金 利息 計	1,887,513	414 414	500,000 500,000	500,000 500,000	500,000 414 500,414	500,000 450,000 950,000	1,437,927	
2	職員退職手当基金	元金 利息 計	9,412	3 3			3 3			9,415
3	庁舎建設基金	元金 利息 計	919,999	212 212	300,000 300,000	300,000 300,000	300,000 212 300,212			1,220,211
4	地域福祉基金	元金 利息 計	491,771	129 129	30,000 30,000	100	30,100 129 30,229	2,079 2,079		519,921
5	環境基金	元金 利息 計	2,057,136	200,000 666 200,666	200,000 200,000		200,000 666 400,666	423,100 423,100		2,034,702
6	都市再開発整備基金	元金 利息 計	3,028	1 1			1 1			3,029
7	みどり公園基金	元金 利息 計	33,875	14 14	1 1	30 30	31 14 45	17,580 17,580		16,340
8	市営住宅整備基金	元金 利息 計	53,626	3,112 16 3,128			3,112 16 3,128	2,600 2,600		54,154
9	教育施設整備基金	元金 利息 計	108,402	27,150 24 27,174			27,150 24 27,174			135,576
10	土地開発基金	元金 利息 計	65	1 1			1 1			66
合	計	元金 利息 計	5,564,827	230,262 1,480 231,742	1,030,001 0 1,030,001	130 130	1,030,131 1,480 1,261,873	945,359 450,000 1,395,359		5,431,341

工事位置図



議案第80号

平成28年度

小金井市

国民健康保険特別会計

補正予算

(第2回)

平成28年度小金井市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）

平成28年度小金井市の国民健康保険特別会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ531千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,892,557千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月6日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 繰 入 金		千円 1,513,138	千円 531	千円 1,513,669
	1 他 会 計 繰 入 金	1,493,138	531	1,493,669
歳 入 合 計		12,892,026	531	12,892,557

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 177,513	千円 531	千円 178,044
	1 総 務 管 理 費	146,910	531	147,441
11 諸 支 出 金		12,728	2,840	15,568
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	12,728	2,840	15,568
12 予 備 費		469,878	△2,840	467,038
	1 予 備 費	469,878	△2,840	467,038
歳 出 合 計		12,892,026	531	12,892,557

議案第80号資料

平成28年度

小金井市

国民健康保険特別会計

補正予算事項別明細書

(第2回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 繰入金		千円 1,513,138	千円 531	千円 1,513,669
	1他会計繰入金	1,493,138	531	1,493,669
歳入合計		12,892,026	531	12,892,557

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		千円 177,513	千円 531	千円 178,044
	1 総 務 管 理 費	146,910	531	147,441
11 諸 支 出 金		12,728	2,840	15,568
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	12,728	2,840	15,568
12 予 備 費		469,878	△2,840	467,038
	1 予 備 費	469,878	△2,840	467,038
歳 出 合 計		12,892,026	531	12,892,557

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			531
			531
			2,840
			2,840
			△2,840
			△2,840
			531

2 歳 入

款 9 繰 入 金

項 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 一般会計繰入金	千円 1,493,138	千円 531	千円 1,493,669	2 職員給与費等繰入金	千円 531

説

明

1 職員給与等繰入金

(保険年金課)

千円

531

3 歳 出

款 1 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	144,809	531	145,340			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
531			
531	3 職員手当等	531	1 職員人件費その他 (保 険 年 金 課) 531
			(1) 保険年金課関係経費 531
			3 職員手当等 (531)

款 11 諸支出金

項 1 償還金及び還付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般被保険者保険 税還付金	11,500	2,700	14,200			
2 退職被保険者等保 険税還付金	800	140	940			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
2,700			
2,700	23 償還金利子及び割引料	2,700	1 保険税等の還付に要する 経費 (納 税 課) 2,700 23 償還金利子及び割引料 (2,700) 一般被保険者に係る保険税等還付 金 2,700
140			
140	23 償還金利子及び割引料	140	1 保険税等の還付に要する 経費 (納 税 課) 140 23 償還金利子及び割引料 (140) 退職被保険者等に係る保険税等還 付金 140

款 12 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	469,878	△ 2,840	467,038			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円 △ 2,840		千円	千円

給与費明細書

一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		給 料	職員手当	計			
補正後	() 15	53,808	50,729	104,537	21,638	126,175	
補正前	() 15	53,808	50,198	104,006	21,638	125,644	
比 較	()		531	531		531	

() 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後	7,960	2,172	874	1,145		13,797
	補正前	7,963	2,172	896	1,145		13,797
	比 較	△3		△22			
	区分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合 計
	補正後		540		14,099	10,142	50,729
	補正前		540		14,099	9,586	50,198
	比 較					556	531

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳		説 明																				
給 料	0	その他の増減分	1 給与改定分 0 2 異動等分 0 3 再任用給与改定分 0																					
職員手当	531	その他の増減分	1 期末・勤勉手当 556 (1) 給与改定分 556 (2) 異動等分 0 (3) 再任用給与改定分 0 2 その他 △ 25 (1) 給与改定分 0 (2) 異動等分 △ 25 (3) 再任用給与改定分 0	※期末・勤勉手当の支給率 (見込) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>3月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算計上</td> <td>1.975</td> <td>2.125</td> <td>0.20</td> <td>4.30</td> </tr> <tr> <td>支給見込</td> <td>1.975</td> <td>2.225</td> <td>0.20</td> <td>4.40</td> </tr> <tr> <td>超過分</td> <td>0.00</td> <td>0.10</td> <td>0.00</td> <td>0.10</td> </tr> </tbody> </table>	区分	6月	12月	3月	計	予算計上	1.975	2.125	0.20	4.30	支給見込	1.975	2.225	0.20	4.40	超過分	0.00	0.10	0.00	0.10
区分	6月	12月	3月	計																				
予算計上	1.975	2.125	0.20	4.30																				
支給見込	1.975	2.225	0.20	4.40																				
超過分	0.00	0.10	0.00	0.10																				

(3) 職員1人当たりの給料月額、給与月額及び平均年齢の状況

区 分		一般行政職	技能労務職
平成28年11月1日現在	平均給料月額	295,133円	—
	平均給与月額	426,440円	—
	平均年齢	37歳10月	—
平成27年11月1日現在	平均給料月額	293,553円	—
	平均給与月額	411,407円	—
	平均年齢	38歳2月	—

議案第81号

平成28年度

小金井市

下水道事業特別会計

補正予算

(第1回)

平成28年度小金井市下水道事業特別会計補正予算（第1回）

平成28年度小金井市の下水道事業特別会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,498,917千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月6日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 繰 入 金		千円 408,124	千円 400	千円 408,524
	1 他 会 計 繰 入 金	408,124	400	408,524
歳 入 合 計		1,498,517	400	1,498,917

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 下 水 道 費		千円 1,350,483	千円 400	千円 1,350,883
	1 下 水 道 管 理 費	1,104,208	400	1,104,608
歳 出 合 計		1,498,517	400	1,498,917

議案第81号資料

平成 2 8 年 度

小 金 井 市

下水道事業特別会計

補正予算事項別明細書

(第 1 回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
7繰入金		千円 408,124	千円 400	千円 408,524
	1他会計繰入金	408,124	400	408,524
歳入合計		1,498,517	400	1,498,917

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下 水 道 費		千円 1,350,483	千円 400	千円 1,350,883
	1 下 水 道 管 理 費	1,104,208	400	1,104,608
歳 出 合 計		1,498,517	400	1,498,917

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			400
			400

2 歳 入

款 7 繰 入 金

項 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 一般会計繰入金	千円 408,124	千円 400	千円 408,524	1 一般会計繰入金	千円 400

説	明	千円
1 一般会計繰入金	(下水道課)	400

3 歳 出

款 1 下水道費

項 1 下水道管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 下水道総務費	989,083	400	989,483			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
400			
400	3 職員手当等	400	1 職員人件費その他 () 400
			(1) 下水道課関係経費 391
			3 職員手当等 (391)
			(2) 下水道課関係経費 (再任用職員) 9
			3 職員手当等 (9)

給与費明細書

一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		給 料	職員手当	計			
補正後	(1) 10	42,668	29,275	71,943	14,070	86,013	
補正前	(1) 10	42,668	28,875	71,543	14,070	85,613	
比 較	()		400	400		400	

() 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区 分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後	6,257	1,152	874	897		1,417
	補正前	6,260	1,152	896	897		1,417
	比 較	△3		△22			
	区 分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合 計
	補正後				10,815	7,863	29,275
	補正前				10,815	7,438	28,875
	比 較					425	400

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳		説 明																				
給 料	0	その他の増減分	1 給与改定分 0 2 異動等分 0 3 再任用給与改定分 0																					
職員手当	400	その他の増減分	1 期末・勤勉手当 425 (1) 給与改定分 416 (2) 異動等分 0 (3) 再任用給与改定分 9 2 その他 △ 25 (1) 給与改定分 0 (2) 異動等分 △ 25 (3) 再任用給与改定分 0	※期末・勤勉手当の支給率 (見込) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>3月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算計上</td> <td>1.975</td> <td>2.125</td> <td>0.20</td> <td>4.30</td> </tr> <tr> <td>支給見込</td> <td>1.975</td> <td>2.225</td> <td>0.20</td> <td>4.40</td> </tr> <tr> <td>超過分</td> <td>0.00</td> <td>0.10</td> <td>0.00</td> <td>0.10</td> </tr> </tbody> </table>	区分	6月	12月	3月	計	予算計上	1.975	2.125	0.20	4.30	支給見込	1.975	2.225	0.20	4.40	超過分	0.00	0.10	0.00	0.10
区分	6月	12月	3月	計																				
予算計上	1.975	2.125	0.20	4.30																				
支給見込	1.975	2.225	0.20	4.40																				
超過分	0.00	0.10	0.00	0.10																				

(3) 職員1人当たりの給料月額、給与月額及び平均年齢の状況

区 分		一般行政職	技能労務職
平成28年11月1日現在	平均給料月額	337,100円	—
	平均給与月額	450,535円	—
	平均年齢	46歳 7月	—
平成27年11月1日現在	平均給料月額	339,240円	—
	平均給与月額	424,898円	—
	平均年齢	47歳 0月	—

議案第82号

平成28年度

小金井市

介護保険特別会計

補正予算

(第2回)

平成28年度小金井市介護保険特別会計補正予算（第2回）

平成28年度小金井市の介護保険特別会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ656千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,967,784千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月6日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		千円 1,255,538	千円 656	千円 1,256,194
	1 一般会計繰入金	1,226,000	656	1,226,656
歳入合計		7,967,128	656	7,967,784

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 248,571	千円 656	千円 249,227
	1 総務管理費	160,687	656	161,343
歳出合計		7,967,128	656	7,967,784

議案第82号資料

平成28年度

小金井市

介護保険特別会計

補正予算事項別明細書

(第2回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		千円 1,255,538	千円 656	千円 1,256,194
	1 一般会計繰入金	1,226,000	656	1,226,656
歳入合計		7,967,128	656	7,967,784

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		千円 248,571	千円 656	千円 249,227
	1 総 務 管 理 費	160,687	656	161,343
歳 出 合 計		7,967,128	656	7,967,784

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			656
			656
			656

2 歳入

款 8 繰入金

項 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
5 その他一般会計繰入金	千円 251,293	千円 656	千円 251,949	1 職員給与費等繰入金	千円 656

説

明

1 職員給与等繰入金

(介護福祉課)

千円

656

3 歳 出

款 1 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	158,543	656	159,199			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
656			
656	3 職員手当等	656	1 職員人件費その他 (介護福祉課) 656
			(1) 介護福祉課関係経費 656
			3 職員手当等 (656)

給与費明細書

一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		給 料	職員手当	計			
補正後	() 22	68,840	54,071	122,911	24,672	147,583	
補正前	() 22	68,840	53,415	122,255	24,672	146,927	
比 較	()		656	656		656	

() 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後	9,865	756	874	1,453		10,222
	補正前	9,868	756	896	1,453		10,222
	比 較	△3		△22			
	区分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合 計
	補正後		1,260		17,318	12,323	54,071
	補正前		1,260		17,318	11,642	53,415
	比 較					681	656

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳		説 明																				
給 料	0	その他の増減分	1 給与改定分 0 2 異動等分 0 3 再任用給与改定分 0																					
職員手当	656	その他の増減分	1 期末・勤勉手当 681 (1) 給与改定分 681 (2) 異動等分 0 (3) 再任用給与改定分 0 2 その他 △ 25 (1) 給与改定分 0 (2) 異動等分 △ 25 (3) 再任用給与改定分 0	※期末・勤勉手当の支給率 (見込) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>3月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算計上</td> <td>1.975</td> <td>2.125</td> <td>0.20</td> <td>4.30</td> </tr> <tr> <td>支給見込</td> <td>1.975</td> <td>2.225</td> <td>0.20</td> <td>4.40</td> </tr> <tr> <td>超過分</td> <td>0.00</td> <td>0.10</td> <td>0.00</td> <td>0.10</td> </tr> </tbody> </table>	区分	6月	12月	3月	計	予算計上	1.975	2.125	0.20	4.30	支給見込	1.975	2.225	0.20	4.40	超過分	0.00	0.10	0.00	0.10
区分	6月	12月	3月	計																				
予算計上	1.975	2.125	0.20	4.30																				
支給見込	1.975	2.225	0.20	4.40																				
超過分	0.00	0.10	0.00	0.10																				

(3) 職員1人当たりの給料月額、給与月額及び平均年齢の状況

区 分		一般行政職	技能労務職
平成28年11月1日現在	平均給料月額	272,418円	—
	平均給与月額	435,655円	—
	平均年齢	36歳 4月	—
平成27年11月1日現在	平均給料月額	258,790円	—
	平均給与月額	332,349円	—
	平均年齢	34歳 10月	—

議案第 83 号

特別職の給与に関する条例の特例に関する条例

特別職の給与に関する条例の特例に関する条例を別紙のように制定する。

平成 28 年 12 月 6 日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

(提案理由)

本市における財政状況を踏まえ、更なる行財政改革の推進を図るという、理事者としての姿勢を明確にするため、本案を提出するものであります。

特別職の給与に関する条例の特例に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、副市長及び教育長に支給する給料について、特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）第2条第1項の特例を定めることを目的とする。

(給料の特例)

第2条 平成28年12月6日に在職する市長（以下単に「市長」という。）の任期中に限り、副市長に支給する給料月額が783,750円と、教育長に支給する給料月額は726,750円とする。

(退職手当の基礎となる給料月額)

第3条 副市長及び教育長の職にあった者に対し、退職手当を支給する場合においては、前条の規定は、適用しない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(有効期限)

2 この条例は、市長の退職の日の翌日に、その効力を失う。

議案第 83 号資料 1

特別職の給与に関する条例の特例に関する条例の制定に係る影響額

1 給料月額

区 分	副市長	教育長
現 行	825,000円	765,000円
改正後	783,750円	726,750円
差引額	△ 41,250円	△ 38,250円

2 影響額

年 度	副市長	教育長	年度計	(参考)市長
平成 28 年度	△ 133,650円	△ 123,930円	△ 257,580円	△ 1,615,410円
平成 29 年度	△ 690,525円	△ 640,305円	△ 1,330,830円	△ 1,615,410円
平成 30 年度	△ 690,525円	△ 640,305円	△ 1,330,830円	△ 1,615,410円
平成 31 年度	△ 538,246円	△ 499,101円	△ 1,037,347円	△ 1,259,169円
合 計	△ 2,052,946円	△ 1,903,641円	△ 3,956,587円	△ 6,105,399円

※ 減額適用期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 12 月 17 日までとして算出

多摩 26 市における市長、副市長及び教育長の給料減額状況調べ

自治体名	市長			副市長			教育長		
	給料月額	給料減額措置		給料月額	給料減額措置		給料月額	給料減額措置	
		減額措置額	減額期間		減額措置額	減額期間		減額措置額	減額期間
小金井市	965,000円	868,500円	H28.4.1 ~ H31.12.17	825,000円	-	-	765,000円	-	-
八王子市	1,110,000円	-	-	940,000円	-	-	810,000円	-	-
立川市	1,041,000円	-	-	901,000円	-	-	799,000円	-	-
武蔵野市	1,030,000円	-	-	865,000円	-	-	810,000円	-	-
三鷹市	1,030,000円	-	-	870,000円	-	-	810,000円	-	-
青梅市	1,010,000円	-	-	880,000円	-	-	805,000円	-	-
府中市	1,080,000円	-	-	930,000円	-	-	830,000円	-	-
昭島市	1,000,000円	-	-	880,000円	-	-	810,000円	-	-
調布市	1,035,000円	-	-	895,000円	-	-	830,000円	-	-
町田市	1,060,000円	-	-	900,000円	-	-	820,000円	-	-
小平市	1,050,000円	-	-	900,000円	-	-	810,000円	-	-
日野市	990,000円	-	-	845,000円	-	-	785,000円	-	-
東村山市	943,000円	-	-	801,000円	-	-	740,000円	-	-
国分寺市	900,000円	-	-	770,000円	-	-	710,000円	-	-
国立市	950,000円	807,500円	H27.7.1 ~ H31.4.30	815,000円	757,900円	H27.7.1 ~ H31.4.30	750,000円	720,000円	H27.7.1 ~ H31.4.30
福生市	858,000円	-	-	737,000円	-	-	692,000円	-	-
狛江市	898,000円	-	-	774,000円	-	-	721,000円	-	-
東大和市	895,000円	-	-	766,000円	-	-	710,000円	-	-
清瀬市	963,000円	-	-	829,000円	-	-	761,000円	-	-
東久留米市	960,000円	864,000円	H27.9.1 ~ H28.3.31	840,000円	798,000円	H27.9.1 ~ H30.1.19	770,000円	-	-
武蔵村山市	853,000円	777,600円	H28.4.1 ~ H28.4.30	740,000円	-	-	691,000円	-	-
多摩市	949,500円	-	-	829,800円	-	-	788,400円	-	-
稲城市	854,000円	-	-	740,000円	-	-	695,000円	-	-
羽村市	885,000円	-	-	765,000円	-	-	715,000円	-	-
あきる野市	860,000円	-	-	740,000円	-	-	695,000円	-	-
西東京市	990,000円	-	-	877,000円	-	-	778,000円	-	-

※ 平成 28 年 4 月 1 日現在の状況

議案第84号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年12月6日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

東京都人事委員会勧告等を踏まえ、勤勉手当の年間支給月数の引上げ、給料表及び扶養手当の支給額の見直し等を行うため、本案を提出するものであります。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第9項中「別表第1の給料表の適用を受ける者でその属する職務の級が5級であるもの」を「別表第1に定める行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、その属する職務の級が5級であるもの（以下「行(1)5級職員」という。）」に改める。

第6条の2中「別表第1の給料表の適用を受ける者のうち4級以上の職務の級にあるもの」を「別表第1に定める行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、その属する職務の級が4級であるもの（以下「行(1)4級職員」という。）及び行(1)5級職員」に改める。

第7条第1項中「すべての職員（別表第1の給料表の適用を受ける者で5級の職務の級にあるもの）」を「職員（行(1)5級職員）」に改め、同条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第7条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族については1人につき6,000円（行(1)4級職員にあつては、3,000円）とし、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき9,000円とする。

第7条第4項中「（前項ただし書の規定の適用を受ける子を除く。）」を削る。

第8条の3第1項中「別表第1の給料表の適用を受ける者で4級以上の職務の級にあるもの」を「行(1)4級職員、行(1)5級職員」に改める。

第17条第2項の表中「行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、その属する職務の級が4級である職員（以下「行(1)4級職員」という。）」を「行(1)4級職員」に、「行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、その属する職務の級が5級である職員（以下「行(1)5級職員」という。）」を「行(1)5級職員」に改め、同条第5項中「給料表でその職務の級が2級以上である職員並びに」を「別表第1に定める行政職給料表(1)又は別表第1の2に定める行政職給料表(2)の適用を受ける職員のうち、その属する職務の級が2級以上であるもの及び」に改め、同条第8項に次の1号を加える。

(4) 第11条の規定により給与を減額された期間については、その全期間

第17条の2第2項の表次に掲げる職員以外のものの項中「100分の85」を「100分の90」に改め、同表行(1)4級職員の項中「100分の105」を「100分の110」に改め、同表行(1)5級職員の項中「100分の115」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の40」を「100分の42.5」に改める。

別表第1再任用職員以外の職員の部150の項から153の項までを削り、同表備考第2項中「181,200円」を「182,700円」に改める。

別表第1の2再任用職員以外の職員の部262の項から273の項までを削る。

別表第3中「30キロメートル」を「35キロメートル」に改める。

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第3の改正規定 平成29年1月1日

(2) 第4条、第6条の2、第7条及び第8条の3の改正規定、第17条の改正規定(同条第2項及び第5項の改正規定に限る。)並びに別表第1及び別表第1の2の改正規定並びに付則第5項から第8項までの規定 平成29年4月1日

2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)第17条の2第2項及び第3項の改正規定並びに次項及び第4項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(平成28年12月の勤勉手当の特例)

3 平成28年12月の勤勉手当に限り、新条例第17条の2第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項の表中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の110」とあるのは「100分の115」と、「100分の120」とあるのは「100分の125」とし、同条第3項中「100分の42.5」とあるのは「100分の45」とする。

(給与の内払)

4 新条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の職員の給与に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

(扶養手当に関する経過措置)

5 新条例第7条第3項の規定の適用については、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、同項中「前項第1号及び第3号から第6号まで」とあるのは「前項第1号」と、「1人につき6,000円」とあるのは「10,000円」と、「3,000円」とあるのは「8,000円」と、「9,000円」とあるのは「7,500円（職員に配偶者がいない場合にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のうち1人については10,000円）」とし、同項第3号から第6号までに掲げる扶養親族1人につき6,000円」とする。

（号給の切替え）

6 平成29年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において、旧条例別表第1に定める行政職給料表(1)及び別表第1の2に定める行政職給料表(2)の適用を受けていた職員で、職務の級が1級である者の切替日における新条例別表第1に定める行政職給料表(1)及び別表第1の2に定める行政職給料表(2)における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて次の表に定める号給とする。

旧号給	新号給
行政職給料表(1)の適用を受ける職員で、職務の級が1級である者の号給が150から153まで	149
行政職給料表(2)の適用を受ける職員で、職務の級が1級である者の号給が262から273まで	261

（旧号給を受けていた期間の通算）

7 前項の規定により新号給を定められた職員に対する切替日以後における最初の職員の給与に関する条例第4条第3項の規定の適用については、その者が旧号給を受けていた期間を新号給を受ける期間に通算する。

（給料表の切替えに伴う経過措置）

8 付則第6項の規定により新号給を定められた職員のうち、切替日以降にその者の受ける給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に満たないこととなる者には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(初任給、昇格、昇給の基準) 第4条 省略 2 } ~ } 省略 8 } 9 第3項、第4項、第6項及び第7項の規定は、別表第1に定める行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、その属する職務の級が5級であるもの(以下「<u>行(1)5級職員</u>」という。)には適用しない。 (給料の特別調整額) 第6条の2 別表第1に定める行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、その属する職務の級が4級であるもの(以下「<u>行(1)4級職員</u>」という。)及び行(1)5級職員については、その職務の特殊性に基づき、規則で定めるところにより給料の特別調整額を支給する。 (扶養手当) 第7条 扶養手当は、扶養親族のある職員(行(1)5級職員、再任用職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)に対して給料の支給方法に準じて支給する。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) 省略 (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある</p>	<p>(初任給、昇格、昇給の基準) 第4条 省略 2 } ~ } 省略 8 } 9 第3項、第4項、第6項及び第7項の規定は、別表第1の給料表の適用を受ける者でその属する職務の級が5級であるものには適用しない。 (給料の特別調整額) 第6条の2 別表第1の給料表の適用を受ける者のうち4級以上の職務の級にあるものについては、その職務の特殊性に基づき、規則で定めるところにより給料の特別調整額を支給する。 (扶養手当) 第7条 扶養手当は、扶養親族のあるすべての職員(別表第1の給料表の適用を受ける者で5級の職務の級にあるもの、再任用職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)に対して給料の支給方法に準じて支給する。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) 省略 (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p>	<p>規定の整備 同上 同上 同上 規定の追加</p>

孫

- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略

3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族については1人につき6,000円(行(1)4級職員にあっては、3,000円)とし、同項第2号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき9,000円とする。

4 扶養親族たる子で満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(以下「特定期間にある子」という。)がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該特定期間にある子1人につき、同項の規定による扶養手当の月額に4,000円を加算した額とする。

(住居手当)

第8条の3 住居手当は、世帯主(これに準ずる者を含む。)である職員(行(1)4級職員、行(1)5級職員、再任用職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)のうち、満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、自ら居住するための住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額15,000円以上の家賃(使用料を含む。)を支払っているものに支給する。

- 2 省略
- 3 省略
- (期末手当)
- 第17条 省略

2 期末手当の額は、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に第

- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略

3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族については、13,500円とし、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族については、1人につき6,000円とする。ただし、職員に配偶者がいない場合にあっては、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のうち1人については、13,500円とする。

4 扶養親族たる子(前項ただし書の規定の適用を受ける子を除く。)で満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(以下「特定期間にある子」という。)がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、当該特定期間にある子1人につき、同項の規定による扶養手当の月額に4,000円を加算した額とする。

(住居手当)

第8条の3 住居手当は、世帯主(これに準ずる者を含む。)である職員(別表第1の給料表の適用を受ける者で4級以上の職務の級にあるもの、再任用職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)のうち、満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、自ら居住するための住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額15,000円以上の家賃(使用料を含む。)を支払っているものに支給する。

- 2 省略
- 3 省略
- (期末手当)
- 第17条 省略

2 期末手当の額は、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に第

号の繰下げ
同上
同上

扶養手当の月額の改定

規定の整備

同上

9 項に定める割合（以下「在職期間割合」という。）を乗じて得た額とする。

職員の区分	割合		
	3月に支給 する場合	6月に支給 する場合	12月に支 給する場合
行(1)4級職員	省略		
行(1)5級職員	省略		

- 3 省略
4 省略
5 別表第1に定める行政職給料表(1)又は別表第1の2に定める行政職給料表(2)の適用を受ける職員のうち、その属する職務の級が2級以上であるもの及び規則で定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額を考慮して規則で定める職員の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を前項の期末手当基礎額とする。

- 6 省略
7 省略
8 次項の表に定める在職期間は、この条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。ただし、次の各号に定める期間は除算する。

9 項に定める割合（以下「在職期間割合」という。）を乗じて得た額とする。

職員の区分	割合		
	3月に支給 する場合	6月に支給 する場合	12月に支 給する場合
行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、その属する職務の級が4級である職員（以下「行(1)4級職員」という。）	省略		
行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、その属する職務の級が5級である職員（以下「行(1)5級職員」という。）	省略		

- 3 省略
4 省略
5 給料表でその職務の級が2級以上である職員並びに規則で定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、給料の月額を考慮して規則で定める職員の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を前項の期末手当基礎額とする。

- 6 省略
7 省略
8 次項の表に定める在職期間は、この条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。ただし、次の各号に定める期間は除算する。

規定の整備

同上

- (1) } 省略
- (2) }
- (3) }

(4) 第1.1.1条の規定により給与を減額された期間については、その全期間

- 9 省略 (勤勉手当)
- 第17条の2 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、前項に規定する職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、もしくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、もしくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

職員の区分	割合	
	6月に支給する場合	12月に支給する場合
次に掲げる職員以外のもの	100分の90	100分の90
行(1)4級職員	100分の110	100分の110
行(1)5級職員	100分の120	100分の120

3 再任用職員に対する勤勉手当は、6月及び12月に支給する場合においては、当該再任用職員の勤勉手当基礎額にそれぞれ10分の42.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

- 4 省略
- 5 省略
- 別表第1 (第3条、第4条、第17条関係)

- (1) } 省略
- (2) }
- (3) }

- 9 省略 (勤勉手当)
- 第17条の2 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、前項に規定する職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、もしくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、もしくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

職員の区分	割合	
	6月に支給する場合	12月に支給する場合
次に掲げる職員以外のもの	100分の85	100分の85
行(1)4級職員	100分の105	100分の105
行(1)5級職員	100分の115	100分の115

3 再任用職員に対する勤勉手当は、6月及び12月に支給する場合においては、当該再任用職員の勤勉手当基礎額にそれぞれ10分の40を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

- 4 省略
- 5 省略
- 別表第1 (第3条、第4条、第17条関係)

在職期間の除算規定の追加

勤勉手当の支給割合の改定

同上

行政職給料表(1)

(単位：円)

職員の区分	級号	1級	2級	3級	4級	5級
再任用職員以外の職員	149	324,300				
	省略					
再任用職員	省略					

備考 1 省略

2 1級の29号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員の給料月額は、この表にかかわらず182,700円とする。

3 省略

別表第1の2 (第3条、第4条、第17条関係)

行政職給料表(2)

(単位：円)

職員の区分	級号	1級	2級	3級	4級
再任用職員以外の職員	261	323,200			
	省略				
再任用職員	省略				

行政職給料表(1)

(単位：円)

職員の区分	級号	1級	2級	3級	4級	5級
再任用職員以外の職員	149	324,300				
	150	324,600				
	151	324,900				
	152	325,200				
	153	325,500				
再任用職員	省略					

備考 1 省略

2 1級の29号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員の給料月額は、この表にかかわらず181,200円とする。

3 省略

別表第1の2 (第3条、第4条、第17条関係)

行政職給料表(2)

(単位：円)

職員の区分	級号	1級	2級	3級	4級
再任用職員以外の職員	261	323,200			
	262	323,500			
	263	323,800			
	264	324,100			
	265	324,400			
	266	324,700			
	267	325,000			
	268	325,300			
省略					

項の削除

給料月額の改定

項の削除

備考 省略

別表第3 (第8条の2関係)

自転車等の片道の使用距離の 区分	手当の額 (円)
省略	
25キロメートル以上	省略
35キロメートル未満	
35キロメートル以上	

再任用職員

備考 省略

別表第3 (第8条の2関係)

自転車等の片道の使用距離の 区分	手当の額 (円)
省略	
25キロメートル以上	省略
30キロメートル未満	
30キロメートル以上	

269	325,600		
270	325,900		
271	326,200		
272	326,500		
273	326,800		

規定の整備

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 別表第3の改正規定 平成29年1月1日
 - (2) 第4条、第6条の2、第7条及び第8条の3の改正規定、第17条の改正規定(同条第2項及び第5項の改正規定に限る。)並びに別表第1及び別表第1の2の改正規定並びに付則第5項から第8項までの規定 平成29年4月1日
- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)第17条の2第2項及び第3項の改正規定並びに次項及び第4項の規定は、平成28年12月1日から適用する。(平成28年12月の勤勉手当の特例)
- 3 平成28年12月の勤勉手当に限り、新条例第17条の2第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項の表中「10分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の110」とあるのは「100分の115」と、「100分の120」と

あるのは「100分の125」とし、同条第3項中「100分の42.5」とあるのは「100分の45」とする。

(給与の内払)

4 新条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の職員の給与に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

(扶養手当に関する経過措置)

5 新条例第7条第3項の規定の適用については、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、同項中「前項第1号及び第3号から第6号まで」とあるのは「前項第1号」と、「1人につき6,000円」とあるのは「10,000円」と、「3,000円」とあるのは「8,000円」と、「9,000円」とあるのは「7,500円（職員に配偶者がいない場合にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のうち1人については10,000円）とし、同項第3号から第6号までに掲げる扶養親族1人につき6,000円」とする。

(号給の切替え)

6 平成29年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において、旧条例別表第1に定める行政職給料表(1)及び別表第1の2に定める行政職給料表(2)の適用を受けていた職員で、職務の級が1級である者の切替日における新条例別表第1に定める行政職給料表(1)及び別表第1の2に定める行政職給料表(2)における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて次の表に定める号給とする。

旧号給	新号給
行政職給料表(1)の適用を受ける職員で、職務の級が1級である者の号給が150から153まで	149
行政職給料表(2)の適用を受ける職員で、職務の級が1級である者の号給が262から273まで	261

(旧号給を受けていた期間の通算)

7 前項の規定により新号給を定められた職員に対する切替日以後における最初の職員の給与に関する条例第4条第3項の規定の適

用については、その者が旧号給を受けていた期間を新号給を受け
る期間に通算する。

(給料表の切替えに伴う経過措置)

8 付則第6項の規定により新号給を定められた職員のうち、切替
日以降にその者の受ける給料月額が切替日の前日において受けて
いた給料月額に満たないこととなる者には、給料月額のほか、そ
の差額に相当する額を給料として支給する。

職員の給与に関する条例等の主な改正概要

1 給与改定

平成 28 年東京都人事委員会勧告等を踏まえ、次のとおり改定する。

(1) 期末・勤勉手当（平成 28 年度から実施）

年間支給月数を 0.1 月（再任用職員については、0.05 月）引き上げ、4.4 月（再任用職員については、2.3 月）に改定する。引上げについては、勤勉手当で実施する。

(2) 給料表（平成 29 年度から実施）

上位級との職責差の適正な反映の観点から、1 級の号給を次のとおり改定する。該当号給が適用されている職員については、現給保障を実施する。

行政職給料表(1) 150 号給から 153 号給までの 4 号給を削除

行政職給料表(2) 262 号給から 273 号給までの 12 号給を削除

(3) 扶養手当（平成 29 年度から実施）

国及び東京都内の民間事業所における配偶者に係る手当をめぐる状況等を総合的に勘案して、次のとおり改定する。

区 分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
配偶者	係長職以下	13,500 円	10,000 円	6,000 円
	課長職		8,000 円	3,000 円
子		6,000 円	7,500 円	9,000 円
	特定期間	10,000 円	11,500 円	13,000 円
欠配一子		13,500 円	10,000 円	9,000 円 <small>(子の区分を適用)</small>
	特定期間	13,500 円 <small>(特定期間の加算なし)</small>	11,500 円 <small>(子の特定期間と同額)</small>	13,000 円 <small>(子の区分を適用)</small>
父母等	係長職以下	6,000 円	6,000 円	6,000 円
	課長職			3,000 円

※ 欠配一子に係る取扱いは平成 30 年度に廃止し、以後は子の区分を適用

2 その他の改正

特別調整額の減額措置の期間を平成 29 年 12 月 31 日まで 1 年間延長する。

区 分	本 則	今回措置額	差 額
部長職	115,000 円	85,100 円	△ 29,900 円
課長職	80,000 円	72,800 円	△ 7,200 円

平成28年 国及び東京都の報告状況並びに小金井市の給与改定状況

区分	国	東京都	小金井市
改定率(引上げ額)	0.17% (708円)	改定なし	改定なし
初任給	182,700円(1,500円) 178,200円(1,500円) 144,600円(改定なし)	182,700円(1,500円) 156,100円(改定なし) 144,600円(改定なし)	182,700円(1,500円) 156,100円(改定なし) 144,600円(改定なし)
勤奨手当の引上げ支給月数	0.10月 (4.30月)	0.10月 (4.40月)	0.10月 (4.40月)
実施時期	平成28年4月に遡及して実施 平成28年12月支給の勤奨手当に遡及して実施	改定なし(初任給は平成29年4月から実施) 平成28年12月支給の勤奨手当から実施	改定なし(初任給は平成29年4月から実施) 平成28年12月支給の勤奨手当に遡及して実施

※ 勤奨手当の引上げ支給月数()は、期末・勤奨手当の年間支給月数

議案第84号資料4

26市給与改定の状況

平成28年11月30日現在

市名	勤勉手当 引上月数	扶養手当		備考
		平成29年度	平成30年度	
小金井市	0.10月	都準拠	都準拠	
八王子市	0.10月	一部独自	都準拠	子:7,700円 欠配一子(特定期間):11,700円
立川市		未定		
武蔵野市	0.10月	都準拠	都準拠	
三鷹市	0.10月	都準拠	都準拠	
青梅市	0.10月	未定		
府中市	0.10月	未定		
昭島市	0.10月	未定		
調布市	0.10月	未定		
町田市	0.10月	都準拠	都準拠	
小平市	0.10月	都準拠	都準拠	
日野市	0.10月	未定		
東村山市	0.10月	都準拠	都準拠	
国分寺市		未定		
国立市		未定		
福生市	0.10月	未定		
狛江市	0.10月	未定		
東大和市	0.10月	都準拠	都準拠	
清瀬市	0.10月	都準拠	都準拠	
東久留米市	0.10月	都準拠	都準拠	
武蔵村山市	0.10月	都準拠	都準拠	
多摩市	0.10月	一部独自	都準拠	配偶者及び欠配一子:10,550円
稲城市	0.10月	都準拠	都準拠	
羽村市	0.10月	一部独自	都準拠	子:9,000円
あきる野市	0.10月	未定		
西東京市	0.10月	未定		

職員の給与に関する条例の改正等に係る影響額

1 職員手当等に係る影響額

(単位：千円)

年 度	勤勉手当	特別調整額	扶養手当	その他の手当	年度計
平成28年度	24,773	△ 2,221	0	△ 311	22,241
平成29年度	24,974	△ 6,664	60	△ 952	17,418
平成30年度	24,920	0	△ 144	△ 14	24,762
合 計	74,667	△ 8,885	△ 84	△ 1,277	64,421

※ 影響額は、各年度ともに平成28年4月1日現在との比較

2 特別職の給与に係る影響額

(単位：千円)

年 度	副市長	教育長	年度計	(参考)市長
平成28年度	△ 134	△ 124	△ 258	△ 1,615
平成29年度	△ 691	△ 640	△ 1,331	△ 1,615
平成30年度	△ 691	△ 640	△ 1,331	△ 1,615
平成31年度	△ 538	△ 499	△ 1,037	△ 1,259
合 計	△ 2,054	△ 1,903	△ 3,957	△ 6,104

※ 影響額は、各年度ともに副市長及び教育長に係る特別職の給与に関する条例の特例に関する条例の制定による減額措置を適用しない場合との比較

議案第 85 号

小金井市農業委員会委員定数条例

小金井市農業委員会委員定数条例を別紙のように制定する。

平成 28 年 12 月 6 日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

(提案理由)

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会委員の定数を定めるため、本案を提案するものであります。

小金井市農業委員会委員定数条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項の規定に基づき、小金井市農業委員会の委員の定数を定めるものとする。

(農業委員会委員の定数)

第2条 小金井市農業委員会の委員の定数は、14人とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(小金井市農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止)

2 小金井市農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和29年条例第14号）は、廃止する。

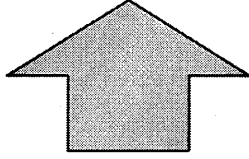
(小金井市農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止に伴う経過措置)

3 小金井市農業委員会（以下「農業委員会」という。）の委員が農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任する間は、農業委員会の委員の定数については、なお従前の例による。

小金井市農業委員会委員定数条例の概要について

■ 農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会の委員の選出方法が選挙制と市長の選任制から議会の同意を要件とした市長の任命制に改められ、農業委員会の委員の定数についても新たに条例を定めることとなりました。条例では、主に以下の内容を定めます。

- 現在の農業委員会の委員の選出方法
- ・ 選挙制と市長の選任制
 - ・ 定数 16 人
 - ① 選挙委員 10 人
 - ※ 小金井市農業委員会選挙による委員の定数条例の人数
 - ② JA 推薦 1 人
 - ③ 農業共済推薦 1 人
 - ④ 議会推薦 4 人



- 新たな農業委員会の委員の選出方法
- ・ 議会の同意を要件とした市長の任命制
 - ・ 定数 14 人
 - ※ 小金井市農業委員会委員定数条例の人数
 - ・ 農業者、農業者が組織する団体その他の関係者の推薦と公募

■ 制度の詳細につきましては、農林水産省のホームページに記載されております。
http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/noui/27kaisei_nouihou.html

■ その他

- ・ 農業委員会の委員の募集・選考に当たっては、小金井市農業委員会委員の選任手続に関する規則や小金井市農業委員会委員候補者評価委員会設置要綱を制定し、募集・選考を行います。
- ・ 現農業委員会の委員については、任期満了となる平成 29 年 7 月 19 日まで在任します。